

団体支援金について

文責 島田 能孝

東京理科大学学友会常任委員会では、団体の活動を支援するために団体支援金を交付しています。

■団体支援金を申請できる条件

1. 更新団体であること

支援金を申請するためには更新団体である必要があります。新規団体として学友会団体登録をした団体は最初の年度での支援金の申請はできません。

2. 団体構成員の学友会納入率が 80%以上であること

“神楽坂キャンパスの学部生”以外の団体構成員は母数には含みません。

■申請方法

申請を希望する学友会登録団体は支援金申請期間中に、学友会常任委員会が定める基準を満たした以下の書類を、提出するものとする。

支援金の申請に必要な書類

- ・ 支援金申請書
- ・ 領収書添付用紙

※上記の書類は記入例と一緒にサークルファイルに挟んであります。コピーして使用してください。

今年度、支援金申請期間は 3 回設ける予定です。

■交付上限額の算出方法

団体支援金交付可能額はサークルポイントを用いて計算されます。

$$\text{交付可能上限額 (円)} = 4 \text{ 万 (円)} \times \frac{\text{サークルポイント (点)}}{100}$$

※ サークルポイントが 100 点以上の場合は切り捨てて 100 点として換算します。

年度最後以外の団体支援金申請時の団体支援金上限額は 40,000(円)となります。
年度最後の団体支援金申請時の団体支援金上限額は以下の表の通りになります。

学友会員の人数(人)	団体支援金上限額(円)
～ 9	40,000
10～19	45,000
20～29	50,000
30～39	55,000
40～	60,000

■団体支援金交付の基準について

団体支援金は学友会費から賄われています。申請時に提出された書類は常任委員が精査し判断します。原則として以下の基準で精査をしています。

- ・ 支援内容について
大会の参加費、練習場の貸出費、活動で使用する備品の購入費など団体本来の活動に関連したものであることが条件になります。バーベキューなど食事会の費用、文具代など個人に帰するものなどは交付できません。
- ・ 通信販売等について
宛名、品目、金額、注文番号、注文日の確認ができた場合交付します。
- ・ 提出書類について
必須項目に不足及び誤りがないかを確認しています。
- ・ クレジットカードでの決済について
金額の大きいもの（目安額 1 万円以上）と通信販売を除き、使用できません。

※偽造、改ざんの疑いのある領収書分は支援金を交付できません。

毎年、改ざんや偽造（宛名が付け加えられてるなど）の疑いのある領収書が多く見受けられます。今後、続くようであれば警察機関に届け出るなど対応を検討させていただきます。

■領収書に必要な項目

1. 正式団体名
2. 領収書発行日
3. 金額
4. 但し書き（「お品代」と書かれているものは交付できません）
5. 領収書発行元の印鑑もしくはサイン